

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県本庄市本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業四十三街区一画地外

（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市西区小針四丁目九番一号

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市西区小針四丁目九番一号

株式会社ジェイアイエヌ 代表取締役 田中仁

群馬県前橋市川原町二丁目二十六番地四

## ハ 変更年月日

平成二十六年八月二十一日外

二 届出年月日

平成二十六年八月二十二日

二 縦覧期間

平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課